

の事ト出でたるものトして決して一期一夕の騒ぎ運動にあらす位、未嘗て此つ
 ちよび改善欲求の声ト再三再四試みたる結果トして決して他の果ては改善に事
 せら小左り更だ徒然と絶んで社会主義の思想を代せしめり目的は非ざる事
 と片断察あらん事と、何れトして代り事日自正不意と主として在る事ト
 与を得末改善の爲め今トして改善せず其必ずや事トして非常時に際合し和協に徒
 望す時ト当り是非其吾等同志の請教書に所模範を小希く日光明なる存す吾等
 の哀情をくみよ喜勉せられ小希く上下一致明朗なる境を以て業務に効効し日家
 至所の戦線ト蓋平し得る日一日より早く到来せん事と望むれり、
 至めら小なる道を正す方ト正さんとするのみ、天地神明は昔も今も論らず燈台と
 して正しき道を照す不故に改むる事には勝算ありと確信す
 昭和九年七月一日

同志連名 (詳不同)

- 手塚 健治
- 梅 野 貞一
- 田 野 貞三
- 高 塚 立次
- 中 村 友三
- 寺 島 正三
- 小 井 武
- 平 松 淳三
- 安 藤 源一郎
- 横 井 安三
- 吉 川 仁市
- 奥 平 英一
- 青 木 貞一
- 佐 藤 寛三
- 小 島 支三
- 渡 路 海三
- 小 坂 島三

別記

一 積立金 八人ノ希望ニ應じ臨時貸付ナラス手
 積立金ノ利息ハ銀行日失ヲ以テ取立スル事
 積立金ノ増減ハ年一回決算期ニ於テ之ヲ公報スル事
 二 給料ハ別紙記載ノ通り即時増給ノ事
 高増給ハ一ヶ年最低五回以上ノ事
 以ノ他増給ニ付テハ八年輩若クハ失職後輩ノ順序ヲ以ツテ支給スル事
 三 貯蓄ニ付テハ
 満二十五才迄ハ月給ノ二割ヲ貯蓄スル事
 貯蓄通帖 即座等ハ従来ノ通りノ事
 全存貯蓄其他不意ノ出費ノ場合ニハ申出ニ依リ即時貯蓄ヲ引下し得ル事
 四 支障及ノ経費給與ノ件
 地方出張及ハ既記出張費等ノ当然必要ト認めタル経費ハ支出相成度ナ手
 五 通勤者優遇法改訂
 八三ノマニノ通勤者ノ待遇高クテ了手時向の不経断アハ事退意ヲ示ル事
 六 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 七 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 八 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 九 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十一 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十二 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十三 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十四 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十五 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十六 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十七 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十八 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 十九 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事
 二十 通勤者ノ待遇ハ其ノ家庭ノ事情ヲ考慮し生活状態ニ適合ノ支給ヲナス事